平成17年度市販輸入野菜等に関する残留農薬実態調査の結果の概要 について

独立行政法人 農林水産消費技術センターは、「市販輸入野菜等の残留農薬 実態調査実施要領(平成16年6月22日16消安第2576号。消費・安全政 策課長通知)」に基づき、(1)FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)におい て急性参照量が定められている農薬の残留実態調査と(2)輸入野菜等の残留農 薬実態調査を行っています。

平成17年度の調査結果を取りまとめましたので報告します。

.急性参照量が定められている農薬の残留実態調査の結果について

本調査は、平成16年度から3年間かけて十分なサンプルを分析することとしており、平成17年度の調査結果については、中間的な報告として結果を公表します。

なお、正式な調査結果については、十分な分析データを蓄積し適切な検討を行った上で公表する予定です。

急性参照量とは、短期間(普通は1日)に摂取しても、健康上の悪影響を被ることのない、食品ないし飲料水中の物質量の推定値。[mg/kg bw]で表される。

調査結果

1 食品衛生法に定められた残留農薬基準値を超過した検体はなかった。

2 農薬の検出状況

生鮮野菜(ブロッコリー:40検体)

		農	薬検	出 丬	犬 況	
原産国	検出農薬	定量され	検出濃度	定量限界	検出限界	残留農薬基準
		た検体数	(ppm)	(ppm)	(ppm)	値等 (ppm)
中国	オキサシ゛キシル	1	0.01	0.01	0.005	5 (保留)

表の中の残留農薬基準値等の欄の(保留)は、農薬取締法の農薬登録保留基準値。

生鮮果実(オレンジ:40検体)

			# 14	ala d	ls	
		農_	薬検	出 <u></u>	<u>犬 況</u>	
原産国	検出農薬	定量され	検出濃度	定量限界	検出限界	残留農薬基準
		た検体数	(ppm)	(ppm)	(ppm)	値等 (ppm)
アメリカ	クロルヒ゜リホス	1 7	0.01~0.4	0.01	0.005	1(残)
	シ゛コホール	3	0.02 ~ 1.4	0.02	0.01	-
	ブ プ ロフェジ	2	0.01 ~ 0.05	0.01	0.005	2(保留)
	ン					
	フェニソフ゛ロモー	2	0.2~0.4	0.01	0.005	2(保留)
	 					
	アソ゛キシストロ	1	0.52	0.01	0.005	-
	ピン					
	カルハ゛リル	1	0.39	0.02	0.01	-
	ダイアジノン	1	0.03	0.01	0.005	0.1(保留)
	テフルヘ゛ンス゛ロ	1	0.3	0.02	0.01	1(残)
	ン					
	ピッダグ	1	0.01	0.01	0.005	2.0(残)
	メチタ゛チオン	1	0.2	0.01	0.005	5(保留)

表の中の残留農薬基準値等の欄の(残)は、食品衛生法の残留農薬基準値。(保留)は、農薬取締法の農薬登録保留基準値。

残留農薬実態調査結果について

1 調査結果の概要

種	類	検体数	食品衛生法に基づく残留 農薬基準を超過した事例
生鮮野	 野菜	239	0
冷凍野	丹菜	2 1 0	0
生鮮見	果実	7 9	0
きのこ	二類	3 0	0
合	計	5 5 8	0

2. 食品衛生法に定められた残留農薬基準値以下等の農薬の検出状況

生鮮野菜(合計:239検体)

	7 t	+ <i>△ /</i> + * <i>/</i> -	14 の典数甘油は以下等の
原 産 国	分析品目	検体数	残留農薬基準値以下等の
(国別検体数合計)			農薬検出状況
			(検出農薬数)
アメリカ (16)	たまねぎ	8	検出せず
	ブロッコリー	8	検出せず
韓国(24)	トイト	8	トリフルミソ'ール(1)、プロシミト'ン
	(ミニトマトを含む)		(2)、アソ キシストロピン(1)、ピリタ
			ペン(1)
	ジャンボピーマン	8	アソ・キシストロヒ・ン(1)、クロルフェナヒ゜
		-	ル(5)、プロシミトン(2)、メプロニル
	ししとうがらし	8	(1)、ピリダペン(1) クレソキシムメチル(2)
中国 (119)	にんにく	8	検出せず
	ねぎ	8	トリアシ'メノール(1)、トリアシ'メホン(1)
	たまねぎ	8	検出せず
	ブロッコリー	8	$J' \square V \subseteq V$
	にんじん	7	トリアシ'メノール(2)、トリアシ'メホン(2)
	1270 070	•	、パクロフ`トラソ [・] ール(1)、ホレート
			(1)
	ごぼう	8	検出せず
	さやえんどう	8	トリアシ メノール(3)、トリアシ メホン
			(3)、プロシミトン(4)
	スナップえんどう	8	トリアシ メノール(2)、トリアシ メホン
	7,77,70,70,70		(2)、フルフェノクスロン(1)、フェンハレ
			レート(1)、シペルメトリン(1)、シ゚メト
			エート(1)、ピフェントリン(1)、
	さといも	8	<u> </u>
	しょうが	8	検出せず
	<u>しょりが</u> にんに〈の芽	8	プロシミトン(1)
	れんこん	8	<u> </u>
	やまのいも	8	検出せず
	たけのこ	8	検出せず
	くわい	8	メタミト゛ホス(6)、 トリアシ゛メノール
			(1)、 トリアシ゛メホン(1)
			(コノ、 トラノノ グがノ(コ)

タイ (16)	アスパラガス	8	アセフェート(1)、メタミト゛ホス(1)
	オクラ	8	検出せず
フィリピン (16)	アスパラガス	8	検出せず
	オクラ	8	シペルメトリン(1)、メタミト゚ホス(1)、
			テフ フェノシ ト (2)
ニュージーランド(16)	たまねぎ	8	検出せず
	かぼちゃ	8	検出せず
メキシコ(25)	かぼちゃ	9	検出せず
	メロン	8	エント スルファン(4)、フェントエート(1)
	アスパラガス	8	検出せず
トンガ(7)	かぼちゃ	7	検出せず

冷凍野菜(味付けを含まない)(合計:210検体)

	/ tr = =	+ <i>△ /</i> + * <i>/</i> -	14 の曲数甘油は以下等の
原産国	分析品目	検体数	残留農薬基準値以下等の
(国別検体数合計)			農薬検出状況
			(検出農薬数)
中国 (157)	えだまめ	10	 ピリダペン(1)、ジコホール(1)、トリ
			アシ'メノール(1)、トリアシ'メホン(1)、
			フェンハ・レレート(1)、フェンフ・ロハ・トリ
			ン(1)
	さやえんどう	10	プロシミトン(1)、メタミトホス(2)、ト
			リアシ゚メノール(1)、トリアシ゚メ゙ホン
			(1),
	いんげん	10	シ゚メトエート(1)、フェンハ'レレート(1)、
			メタミト ホス(1)、シヘ゜ルメトリン(1)、
			パラチオン(1)、フェントエート(1)、シゴ
			ホール(1)
	そらまめ	10	検出せず
	カリフラワー	10	検出せず
	さといも	10	フェントエート(1)
	にんじん	10	ヘンタイオカルフ(1)
	にんに〈の芽	10	プロシミトン(1)
	馬鈴しょ	10	検出せず
	ブロッコリー	5	検出せず
	ほうれんそう	7	検出せず
	こまつな	10	クロルフルアス ロン(1)、メタラキシル
			(2)、クロルフェナヒ [°] ル(1)、クロルヒ [°] リ
			\hat{\chi}\hat{\chi}(1)
	れんこん	10	検出せず
	オクラ	5	検出せず
	ごぼう	10	検出せず
	ねぎ	10	メタミト゛ホス(1)、クロルヒ゜リホス(1)、
			シへ゜ルメトリン(1)、トリアシ゛メホン(1)
	いちご	10	イフ [゚] ロペンホス(1)、シ [゚] コホール(1)、
			パクロフ'トラソ'ール(1)、プロシミト'ン
			(2)
台湾(16)	えだまめ	10	検出せず
,	ほうれんそう	6	クロルフルアス ロン(1)、シヘ ルメトリン
			(1), ρ_{D} μ_{D} μ_{D}
<u> </u>			\ · /\

タイ (25)	えだまめ	10	シペルメトリン(1)
	いんげん	10	メソミル(4)、トリアシ'メノール(2)、ト
			リアシ メホン(2)、シヘ ルメトリン(2)、
			クロルピリホス(1)
	オクラ	5	検出せず
チリ(4)	ほうれんそう	4	検出せず
インドネシア(3)	ほうれんそう	3	シペルメトリン(1)
メキシコ(5)	ブロッコリー	5	シペルメトリン(1)

生鮮果実(合計:79検体)

原産国	分析品目	検体数	残留農薬基準値以下等の
(国別検体数合計)			農薬検出状況
			(検出農薬数)
アメリカ (24)	グレープフルーツ	8	フルパリネート(1)
	オレンジ	8	クロルピリホス(3)、メチタ・チオン(3)、
			フェニソフ・ロモレート(1)
	レモン	8	クロルピリホス(4)
台湾(8)	バナナ	8	検出せず
タイ (11)	マンゴー	4	アゾキシストロビン(1)
	マンゴスチン	7	検出せず
フィリピン (20)	バナナ	8	クロルピッカス(3)
	パインアップル	8	トリフルミソ'ール(2)
	マンゴー	4	アソ・キシストロヒ・ン(2)
ニュージーランド(8)	キウイフルーツ	8	検出せず
エクアドル(8)	バナナ	8	クロルヒ [°] リホス(1)

きのこ類(合計:30検体)

原 産 (国別検体数合	国 計)	分	析	品	目	検体数	残留農薬基準値以下等の 農薬検出状況 (検出農薬数)
中国(20)		生しい	たけ			20	検出せず
韓国(10)		マッシ	ノユリ	<i>√ – 1</i>	ک	10	検出せず

食品衛生法に定められた残留農薬基準値とは、農薬が残留している食品を食べることにより摂取される農薬量を試算し、それが許容1日摂取量(ADI)を超えないように設定されている。(ADIとは、人がある物質の一定量を一生涯にわたって摂取し続けても、現時点でのあらゆる知見から見て、認めるべき健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)検体数とは買い上げた食品の数である。

問い合わせ先

消費・安全局

消費・安全政策課 担当者:荒牧、瀧沢

電話:03-3502-8111

内線:3074・3075

直通:03-3502-5716